

船舶事故調査報告書

令和5年7月5日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 令和4年5月30日 13時43分ごろ |
| 発生場所 | 東京都江東区砂町南運河 15号地北信号所から真方位022° 1,610m付近 (概位 北緯35° 37.9′ 東経139° 50.3′) |
| 事故の概要 | 水上オートバイ七機 ^{ななき} A号は、南西進中、また、水上オートバイ九機 ^{きゅうき} A号は、南東進中、両船が衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 令和4年9月21日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 水上オートバイ 七機A号、0.2トン 230-55350東京、東京都（警視庁） B 水上オートバイ 九機A号、0.2トン 230-55900東京、東京都（警視庁） |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A、二級小型・特殊 B 船長B、二級小型・特殊 |
| 負傷者 | A なし B 軽傷 1人（船長B） |
| 損傷 | A 船首部船底外板に破口 B 船首部及び左舷側面に擦過傷、船首部上面ハッチカバー及び船底に破損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約4m/s、視界 良好 海象：波高 約0.3m |
| 事故の経過 | A船は、船長Aが1人で乗り組み、B船及び他1隻と共に操縦技量を向上させる目的で、江東区所在のヨット訓練所を利用して8の字巡回操縦訓練（以下「本件訓練」という。）を実施していた。 ヨット訓練所には、2つのブイが東西方向に約50mの間隔で設置されており、指導員は訓練員に対して本件訓練の指導を行ったのち、陸上から本件訓練を見ていた。 A船は、約15km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で西側のブイに向けて南西進中、船長Aが右舷船首方から接近するB船を避けようとしたものの、波に乗って船首部が浮き上がり、回避動作ができず、船首船底部とB船の船首部とが衝突した。 船長Aは、操縦免許取得後の初めての操縦であった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、約20km/hの速力で西側のブイを右旋回して南東進したところ、船長Bが左舷船首方から接近してくるA船に気付いたが、どうすることもできず、A船と衝突し、A船の |

| | |
|--------------|---|
| | <p>船体が船長Bに接触し、船長Bは、鼻及び胸部打撲を負った。</p> <p>船長Bは、操縦免許取得後の初めての操縦であり、西側のブイを右旋回して南東進する際、東側のブイを確認することに意識を向けて航行を続けたことで、左舷船首方から接近してくるA船に気付くのが遅れたと本事故後に思った。</p> |
| 分析 | <p>A船は、本件訓練中、船長Aが、約15km/hの速力で西側のブイに向けて南西進する際、右舷船首方から接近するB船を避けようとしたものの、波に乗って船首部が浮き上がり、回避動作ができなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、本件訓練中、船長Bが、約20km/hの速力で西側のブイを右旋回して南東進する際、東側のブイを確認することに意識を向けて航行を続けたことから、左舷船首方から接近してくるA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、A船及びB船が本件訓練中、船長Aが、右舷船首方から接近するB船を避けようとしたものの、波に乗って船首部が浮き上がり、回避動作ができなかったため、また、船長Bが、東側のブイを確認することに意識を向けて航行を続けたため、左舷船首方から接近してくるA船に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>警視庁は、本事故の発生を受け、再発防止策として次の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操縦免許取得後に初めて操縦する訓練員は、他の訓練員が操縦する水上オートバイと交差及び追従する本件訓練は行わず、単独で本件訓練を行う。 ・ 本件訓練の際は、水上オートバイに乗った指導員と共に行う。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、特定の方向にのみ意識を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、狭い海域で8の字旋回操縦訓練をする際は、複数の水上オートバイでの訓練をしないこと。 |